

加古川市立東神吉小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめに対する基本的な認識

・いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものであるという基本的認識にたち、児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように「学校いじめ防止基本方針」を策定することとする。

<いじめ防止の基本方針>

- （1）いじめを許さない、見過ごさない集団づくりに努める。
- （2）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- （3）いじめの早期発見・早期対応のための手段を講じる。
- （4）いじめの早期解決のため、全教職員が一致協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。
- （5）学校・家庭・地域及び関係機関が連携協力して対応にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる仲間（人間関係）づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かる授業づくりに心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせ、自己有用感を高め、自尊感情を育むことに努める。

道徳科の時間を要として、人を大切にする心や道徳的実践力を養い、命を大切にする教育をすべての教育活動を通して行う。その中で「いじめは絶対に許されない」という認識を児童に持たせるとともに、「観衆」として、はやし立てたりおもしろがったりすることや「傍観者」として、見てみぬふりをすることや知らん顔をするのも「いじめ」に加担していることを指導する。

（1）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを推進する。

- ① 学級開き、学期はじめに教師から「いじめをしない させない 見逃さない！」宣言を行う。
「いじめは重大な人権侵害であり、いじめは絶対に許さない」ということを、学級経営方針の中で、発達段階に応じて、教師より宣言する。
- ② いじめ防止ポスター・標語等を掲示する。
いじめ防止ポスター、人権ポスターや標語等を校内に掲示し、人を大切にする心の啓発を図る。
- ③ 地域総がかりでいじめの防止を推進する。
学校園連携ユニットの充実を図り、地域総がかりで子どもを守り育てるという意識の高揚を図る。
- ④ 9月を「いじめ防止啓発月間」とし、いじめ防止に向けての啓発活動を実施する。
- ⑤ 児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめについての理解を深めるために、「インターネットトラブル防止講座」を開催し、人権や情報モラルについて学習を行う。
- ⑥ 道徳をはじめ教育活動全般を通して、自他の「命」や「人権」を大切にする教育を実施する。

（2）児童一人一人の自己有用感や充実感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。

- ① 児童が主体的かつ協同的に取り組める学習活動の工夫や、児童の自発的な活動を支える児童会活動の充実を図る。
- ② 特別活動等を通して、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育成する。
- ③ 各教科等の年間カリキュラムの中で「ことばの力」の育成を明確にし、自分の思いをことばで表現できる力を育成する。
- ④ 体験活動を通して、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、心の教育の充実を図る。

3 いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

（1）いじめの早期発見のための手段を講じる。

- ① 「心の相談アンケート」を年2回実施し、調査後に教育相談週間を設けていじめの早期発見に努める。
いじめが疑われる場合は、いじめ対策委員会等を通じて情報を共有し対応を協議するとともに、全教職員で当該児童を見守る。
- ② 「学校生活に関するアンケート」を年2回実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。気になる児童がいる場合には、いじめ対策委員会等を通じて情報を共有し対応を協議するとともに、全教職員で当該児童

を見守る。

- ③ 教育相談コーディネーターを中心とした教育相談推進体制の充実を図る。
 - ④ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談日を周知し、相談しやすい体制を作る。
 - ⑤ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を深め、心理的、福祉的な視点による支援を行う。
- (2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。

- ① いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担を行い、いじめ問題の対応にあたる。
 - ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
 - ③ 観衆、傍観者の立場にいる児童たちもいじめているのと同じであることを指導する。
 - ④ 少年愛護センター・教育相談センター等との連携協力や学校問題サポートチーム等に支援を要請する。
 - ⑤ いじめられている児童だけでなく、いじめに関わる全ての児童の心のケアをするために、スクールカウンセラー等とも連携を取りながら、指導を行う。
 - ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。
 - ⑦ いじめ重大事態への適切な対応を行い、いじめの再発防止に努める。
- (3) 学校と家庭が連携して、いじめ防止対応にあたる。
- ① いじめ問題が起きた時には家庭との連絡をより密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集する。
 - ② 学校に話すことができないような状況であれば、市や県のいじめ相談窓口を紹介する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会

いじめに関する措置を実効的に行うため、管理職、教務、生徒指導、学年主任、養護教諭、学級担任（必要に応じて、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアシスタント等）からなる「いじめ対策委員会」を月1回開催する。

5 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号。以下「生命・心身・財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号。以下「不登校重大事態」という。）とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

生命・心身・財産重大事態や、不登校重大事態の疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) この組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果について、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触すると思われるいじめに関しては、直ちに警察署や東播少年サポートセンターに相談・通報をする。

6 その他いじめ防止対策に関する重要事項

(1) 学校評価を活用

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、評価項目に「いじめの早期発見に関する取組」「いじめの再発防止をするための取組」を位置付ける。

(2) 学校運営協議会を活用

学校運営協議会に、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

令和8年度 東神吉小学校いじめ防止対策プログラム 全体計画

□基本理念

- ①学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ②いじめの影響や問題について、児童が理解を深められるようにする。
- ③家庭、地域、関係機関との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指す。

□基本目標

学校目標「心豊かにたくましく、自ら学び続ける児童の育成」の具現化に向けて、一人一人が活躍できる学級づくり・安心感のある居場所づくりを基盤に、いじめを許さない集団づくりを目指す。

□行動目標

- ① 職員会議等において共通理解を図るとともに、「チーム学校」として組織的な推進体制を充実させる。また、研修を通して教職員等の資質向上に努める。
- ② いじめ問題等の未然防止に向けた取組を推進する。
- ③ いじめ問題等の早期発見・早期対応に向けた取組を推進する。
- ④ いじめ問題の解決を図るため、推進体制、検証体制の充実を図る。

□基本構想

職員会議等・推進体制 職員研修・家庭地域啓発等	① 職員会議で、指導方針、全体計画、年間計画の共通理解を図る。 ② PDCA サイクルにより、7月・12月・3月に学期毎のいじめ対策の検証を行う。 ③ いじめ対策委員会を毎月1回開催する。 ④ 生徒指導に関する校内研修会を年3回実施する。 ⑤ PTA 研修会及び保護者を含めた人権教育を実施する。(人権参観・講演会) ⑥ インターネットトラブル防止講座を年1回実施する。 ⑦ 学校園連携ユニット小中校長会を実施して、学校間の連携を推進する。 ⑧ 相談行動促進(自殺予防教育)研修及び学習を充実させ、授業を実施する。 ⑨ 学校運営協議会との連携による活動を推進する。
未然防止に向けた取組	① 「いじめ防止啓発月間」(9月)にいじめ防止集会(いのちの集会)を実施する。 ② 「居場所づくり」「絆づくり」を重視し、「自己肯定感」「自己有用感」を育む学級活動、学年・学校行事を実施する。 ③ 「自己肯定感」「自己有用感」を育む学級活動、学年・学校行事を実施する。 ④ 主体的・対話的かつ協同的で「わかる授業」を実践する。 ⑤ 多様な考えや互いを認め合い、全ての児童(生徒)が参加できる授業に努める。 ⑥ スクールカウンセラーによる「ストレス対応」の授業を行う。 ⑦ 地域の方々との交流、自然とのふれあいを行う。(生活科・総合的な学習の時間) ・里芋作り ・神吉山登山 ・自然学校 等 ⑧ 学校支援ボランティア(登下校の見守り活動等)を活用する。 ⑨ PTA 活動や学校 HP、学校だより、学年だより等による情報発信を行う。 ⑩ スクールサポートチームとのいじめ防止対策の体制を強化し、連携をとる。 ⑪ 相談行動促進(自殺予防教育)を1学期に行う。 ⑫ いじめ問題について児童(生徒)が「主体的」に考え解決しようとする取組を推進する。

早期発見・早期対応 に向けた取組	◎ 「いじめ防止・対応マニュアル」に沿ったチーム学校による組織的な対応を行う。 ①「学校生活に関するアンケート」（アセス）を年2回実施し、支援策まで確実に実施する。 ②「心の相談アンケート」や「相談アンケート」を各学期に2回実施し、子どもの実態を把握し、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、いじめの再発防止に向けて継続的な見守りを行う。 ③教育相談日を各学期に1回は実施する。（児童・保護者） ④日々の観察や連絡帳・作文ノート等の活用により、担任と児童・保護者との連絡を密にとる。 ⑤些細なトラブルであっても、正確かつ積極的にいじめを認知し、組織的な対応を速やかに行う。 ⑥「ケース会議」を積極的に実施する。 ⑦スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、また学校外施設との連携を図る。 ⑧複数の教職員が様々な場面での児童の様子を観察し、気になる情報を共有し組織的な対応を行う。 ◎ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。 ◎ いじめ重大事態への適切な対応を行い、いじめの再発防止に努める。
-----------------------------	---

令和8年度 いじめ防止対策プログラム 年間計画

加古川市立東神吉小学校

		1学期					2学期				3学期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止	チャリン等の配付 啓発活動	「子どもはいつも求めています」 「子どものサイン発見チェックリスト」		「相談行動促進(自殺予防)リーフレット」			いじめ防止啓発月間 自殺防止月間 「いじめをしない、させない、見逃さない」					加古川教育フォーラム	
		心の相談アンケート		アセス1回目	相談アンケート	懇談会	相談アンケート		心の相談アンケート	アセス2回目	相談アンケート	相談アンケート	
		児童用 教育相談日の設置		保護者用 教育相談日の設置			児童用 教育相談日の設置		保護者用 教育相談日の設置		保護者用 教育相談日の設置		
早期発見 早期対応	アンケート 教育相談						相談アンケート					相談アンケート	
教職員研修等・組織的な推進体制等		いじめ対策委員会 ※毎月1回実施		事実発生時、緊急対応会議の開催									
		職員会議(共通理解) ・指導方針 ・全体計画、年間計画		管理職との面談					管理職との面談		職員会議(修正・検討) ・指導方針 ・全体計画、年間計画		
		教育相談		相談行動促進(自殺予防教育)研修会							学校運営協議会で報告		
		学校運営協議会で対策推進内容説明		職員研修1※④ ※④ カウンセラー等によるカウンセリングマインド・アセス分析による対応検討等の研修の実施。		職員研修2※④	職員研修3 ※情報モラル教育の研修の実施。	職員研修4※④					
未然防止に向けた取組		学校園連携ユニット小中学校長会 全校一斉学習(人権学習参観)		学級・学年づくり・人間関係づくり									
		学級開き 「いじめを許さない宣言」 いじめ実態把握 ↓ 道徳・特別活動計画への反映 1年生を迎える会		相談アンケート			相談アンケート		相談アンケート	相談アンケート	1・17追悼集会	相談アンケート	お楽しみ集会3 (縦割り活動) 6年生を送る会
		全校一斉学習※① ※① 学級づくりや友だちについて道徳の時間に学年の発達段階に応じた学習をする。		「相談行動促進(自殺予防)リーフレット」		近隣小学校との交流	お楽しみ集会2 (縦割り活動)						
		合同補導・学校園連携ユニット推進部会		お楽しみ集会1 (縦割り活動)									
早期発見・早期対応に向けた取組		インターネットトラブル防止講座		アセス調査(学校適応感調査・分析)※② ※② 3年以上全児童実施。学級単位で実施・分析し、ケース会議を開く。		自殺予防教育			ストレスマネジメント授業 (5・6年)	学校評価			
		心の相談アンケート※③ ※③ 全校一斉実施を原則とし、学校・学年の実態に応じて、臨時に実施する。		教育相談		個人懇談	心の相談アンケート※③	アセス調査(学校適応感調査・分析)※②					
		教育相談		スクールカウンセラーによる相談		教育相談日	教育相談日	教育相談日					
校内での検証体制	PDCサイクルの具体	プログラム		対策プログラムの実行		調査 点検・改善 報告	プログラム		対策プログラムの実行		調査 点検・改善 報告	プログラム	